

瑞 協 産 発 第 1 4 9 号 5
令 和 8 年 3 月 1 7 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

瑞穂町長 山崎 栄

市町村名 (市町村コード)	瑞穂町 (133035)
地域名 (地域内農業集落名)	元狹山地区③【栗原町】 (栗原町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・60代以上の農業者が所有する農地が地区全体の約84%を占めていることなどの理由から、農地の管理が困難になっている。遊休化している農地について、いかに管理・活用していくかが課題となっている。

・後継者がいない農業者が57%を占めていることから、相続時などに引き続き農地が適切に管理できるかが課題となっている。そのため、新たな農地の受け手の確保が課題となっている。

・多量の砂利があるエリアもあり、環境面での課題が多い。

・町外の人所有する畑は雑草だらけになっているなど、適正管理をしていない人が多い。

・販路が少ない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・対象地区は、露地野菜の栽培を中心とした地域であり、今後も露地野菜を中心とした栽培を続けていく。

・農地の集約化を進めていくなかで、農業後継者や地域内の担い手への集約が難しい場合は、地域外から希望する認定農業者、認定新規就農者、農業法人などの多様な経営体を受入れ、農地の集約化を図る。

・水や砂利などの環境面での課題が多いため、基盤整備について検討していく。

・販路の拡大を図るため、直売所などの共同の販売施設の設置について検討するほか、個人が庭先販売を行う際の支援方法について検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して、認定農業者や認定新規就農者等を中心に面積の拡大を図り、担い手への農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の周知啓発を図りつつ、担い手の経営意向を踏まえ、農地中間管理事業を活用した貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域や担い手の意向を踏まえつつ、関係機関と連携を図りながら、必要な整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者や農業法人などの受け入れ、規模拡大意向の農業者や大規模な農業者の経営力強化を図るとともに、関係機関と連携し、地域農業を支える多様な経営体の確保・育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる農業支援サービス事業者等による農作業委託については、必要に応じて検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--